八幡平市営建設工事に係る中間前金払制度の実施について

平成21年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から、工事着手前の前払金とは別に、工事が半分以上経過した時点で前払金を追加して支払う「中間前金払制度」を実施します。

1 中間前金払とは

当初の前金払(請負代金額の4割)に加え、工期半ばで請負代金額の 2割を追加して行う前金払のことをいいます。

2 中間前金払のメリット

- (1) 「部分払」に比べ、発注者、請負者双方の事務を省力化することができます。
- (2) 円滑な資金供給が図られることにより、建設企業の資金繰りを改善することができます。
- 3 中間前金払の対象となる工事

次の二つの条件を満たす八幡平市営建設工事です。

当初の前金払がなされていること。

請負代金の額が 500 万円以上であること。

工期の日数制限(日以上)はありません。

契約の種類(指名競争入札、随意契約など)は問いません。

4 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事に償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とします。

5 中間前金払の割合

請負代金額の2割を超えない範囲内です。ただし、当初の前金払と合計して6割を超えることはできません。

6 中間前金払ができる条件

以下の条件すべてに当てはまることが必要となります。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1(債務負担行為にあっては出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること(出来高が50%以上であること)。

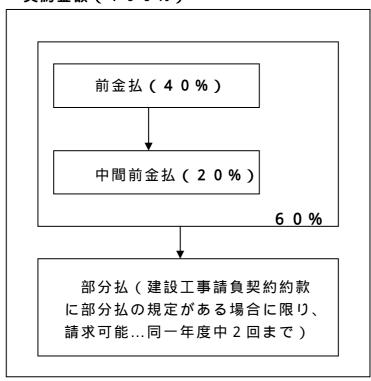
7 中間前金払の対象外

上記6の から までのすべての要件を満たした場合でも、請負者が 市に工事請負代金代理受領承諾申請書を提出し、市が当該申請を承諾し た工事については、中間前金払の対象とはしません。

8 中間前金払と部分払の併用

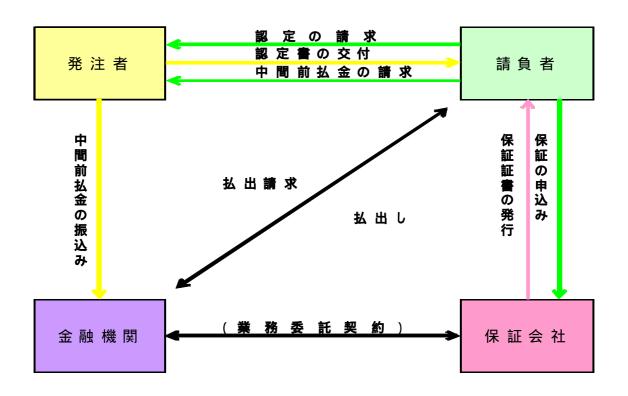
建設工事請負契約約款に部分払の規定がある場合に限り、中間前金払と部分払を併用することができます。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることができません。

契約金額(100%)



9 申請の方法

- (1) 請負者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書 (中間前金払用)(様式第2号)などの必要書類を添付し、工事担当 課に提出します。
- (2) 工事担当課は、要件を満たしていることを確認後、請負者に中間前金払認定書(様式第3号)を交付します。
- (3) 請負者は、中間前払金請求書に中間前払金に関する保証事業会社の 保証証書を添付し、予算執行課(発注課)に請求します。 別紙参照



請負者は、発注者に対して中間前金払の認定の請求を行います。

(様式第1号「中間前金払認定請求書」)

(様式第2号「工事履行報告書(中間前金払用)」)

発注者は、請負者に対して「**中間前金払認定書」**(様式第3号)を交付します。

認定調書は2部作成し、1部は請負者に交付し、1部は発注者が保管 請負者は、保証事業会社(東日本建設業㈱)に対して中間前払金保証の申し 込みを行います。

保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を請 負者に対して発行します。

保証証書には、当初の前払金と区別する意味で「中間前払」と表示 請負者は、保証証書(中間前払)と使途明細を添え、発注者に対して中間前 払金の請求をします。

発注者は、請負者の指定する金融機関の前払金専用普通預金口座に中間前払金を振り込みます。

・・請負者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。